

若手会員の学会費減額制度に関する規程

1. 趣旨

本学会学会費減額制度は、若手会員の学会活動の支援を目的とする。

2. 若手会員の定義

年会費を支払う年度の4月1日において、以下の4つの条件のいずれかに該当する者を若手会員とする。ただし、定年退職者、常勤職にある者、任期付きの常勤職にある者、日本学術振興会特別研究員・海外特別研究員ならびにそれに類するフェローシップを受給している者を除く。

- ①大学院に籍を置く者（院生、研究生など）
- ②給与を伴わない研究職にある者（無給の各種研究員、研修員など）
- ③非常勤教員
- ④研究機関に所属しない研究者

3. 申請条件

若手会員のうち、以下の条件の全てを満たす者は、学会費減額の適用を申請することができる。

- ①減額対象者である期間に、全ての学会発行物の電子配信に同意する者
- ②前年度までの学会費滞納がない者

4. 減額後の学会費

減額後の学会費は、4千円とする。

5. 認定手続き

- ①減額制度の適用を希望する会員は、所定の減額申請書に必要事項を記入し、適用を希望する会計年度の2月末日（当日消印有効）までに事務局宛に郵送すること。また減額制度の適用を希望する入会希望者は、入会申込書と併せて、所定の減額申請書を提出する必要がある。
- ②減額の可否は理事会で決定し、その結果を、申請書に記載された申請者のメールアドレスに事務局から通知する。学会費は事務局からの通知後に支払われるものとする。
- ③減額の可否は年度ごとに認定される。減額を引き続き希望する会員は、年度ごとに申請書を提出することとする。

6. 附則

- ①本規程は、2018年4月1日から施行するが、減額制度の最初の適用年度は、2019会計年度からとする。
- ②本規程の改正は、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。